

会議の名称	議会改革特別委員会	開催月日・令和4年11月21日 開会時間・午前・午後 9時59分 閉会時間・午前・午後11時06分
出席者	野口 佳宏 糟谷 玲子 柴田 喜朗 安井 智子 花村 隆	
欠席者	星野 明	
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長、大下議会総務課課長補佐、中村同課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会活動の活性化について ○ 議会のICT化について ○ 広報広聴委員会の取り扱いについて ○ 一般質問のあり方について ○ その他 	

【開会=午前9時59分】

野口委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。星野委員からは欠席の連絡をいただいておりますのでよろしくお願いたします。

最初に、前回協議事項の整理を行いましたので表をお配りさせていただいております。議会改革における検討事項です。本日の協議事項は4項目ありますが、委員会活動の活性化と議会のICT化については、オンライン会議の関連で合わせて協議することとしておりましたので、初めに委員会のあり方として、任期の見直しとオンライン開催について3項目を協議したいと思います。

まず前回のお話では、会派に持ち帰って、この委員会の任期の見直しについて意見を聞いてきてくださいということだったので、委員の皆さん、1人ずつその協議の結果をお知らせいただきたいと思います。花村委員から順番に。

花村委員

任期の見直しについては、今の1年ごとの常任委員会の委員の交代というのが異常といいますか、1年間ではなかなか審議も深まらないというふうに思いますので、見直しをしていくべきだろうというふうに考えます。

柴田委員

私も1年ではやはり深い議論というのはいけないので、最低でも2年もしくはもう4年でもいいのかなというふうに感じています。以上です。

安井委員

変更して続けるということはすごく賛成です。ただ、2年というのがいいのかなというふうに思います。

糟谷委員

私ども公明党としましても提案させていただいた立場なんですけれども、協議をしまして、やはり2年が議会活性化にはいいんじゃないかということでまとまりました。以上です。

野口委員長

ありがとうございます。ちょっと、星野委員がいらっしゃらないのであれなんですけど、この委員会のメンバーの所属する会派の方以外の方もいらっしゃいますので、各会派の代表の近藤議員と、堀議員にお話をしたんですけれども、堀議員からは、もちろんこの議会の議会改革特別委員会の協議内容のお話をしたんですけれども、それを2年にするのであれば、委員長の任期はどうなるんですかとい

う質問されて終わってしまったんです。そこ議論をしてからお話をいただけるとみたいな感じだったので、別に2年に反対しているわけではないと、ただ単に委員長とかどうなるのと、委員長、副委員長ですよ、役職の絡みはどうなるのかということ逆を質問されたというような感じでした。

近藤議員に関しては、まだちょっと会派で話はしてないんですけども、近藤議員のお考え方でいくと、来年の選挙が終わって新しい体制になってから考えればいいんじゃないというようなお話だったので、いやそれはどうなんだろうなと思って、はいと言って終わりましたが、とりあえず他の会派の皆さんはそんな感じなんですけど、議会改革特別委員会である程度考え方をまとめると、それで全協とかに持っていくという流れにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

皆さん、とりあえず星野委員は今日欠席なんですけれども、今日のメンバーの所属する会派の方では2年で問題はないというようなところなんですけれども、どうでしょうね、星野委員今気づいたけど、電話とかで確認できない。今やってくれという話じゃなくて、とりあえず今日の協議こうなったんですけど、よろしいですかみたいな感じで確認取ってもらいたいんですけど、別に。そんな急ぐことでもないんですけど、とりあえず、今日の委員のメンバーは、あと会派ですね、所属する会派は常任委員会の任期を2年にする方向でということよろしいですか。

(異議なし)

花村委員

元気・羽島は聞いていませんか。

野口委員長

元気・羽島忘れていました。ちょっと聞いておきます。また後で話しますけれども、また12月議会中に委員会やりますので、またその時にご報告したいと思います。

糟谷委員

今さっき堀議員が言われたみたいに、委員長をどうするか、それはここで決めても。

野口委員長

現段階でどうでしょうか、私はなんとも言えないですけども、皆さん意見もし、思うところがあれば言っただいて構いません。今日全て決定するわけではないので、もちろん委員として意見を出していただく、また、もちろ

	<p>んこういったことも意見が出たので、また会派で持ち帰ってということにもなってくるんでしょうけど、ちょっと現時点でどういう思いがあるのかというのをお聞きしても全然問題ないので。</p>
花村委員	<p>2年ということであれば、委員長についても、副委員長についても2年でやるのが、普通はそういう形になるんじゃないかなというふうに考えます。</p>
野口委員長	<p>通してやるということですよ。</p>
柴田委員	<p>花村委員と同意見で、やはり途切れちゃうと、どうしてもさっき言ったように深い議論ということをやっていくということを考えれば、委員長も副委員長も2年というのが妥当かなというふうに思います。あと、全常任委員会も含めてですよ、議会改革特別委員会だけじゃなくて、全委員会ですよ。</p>
野口委員長	<p>常任委員会だけだから、総務、民文、産建、この3つ。</p>
柴田委員	<p>例えば議会改革特別委員会は入ってない、その議論の中に。</p>
野口委員長	<p>当初の話だと、政策提案とかを行政側にしていけないので、常任委員会は1年を2年にするという話でずっと協議が進んでいるので、この任期の1年を2年という対象の委員会は常任委員会であります。</p>
安井委員	<p>あと2年に延長するというのであれば、そのまま委員長も副委員長もそのまま行くというふうに全然思っていなかったもので、疑問があるのかなというふうに思いますが、そのまま引き続きでいった方がいいのではないかなというふうには考えます。</p>
糟谷委員	<p>多分1年で変えて欲しいという方もみえるかもしれませんが、私もどちらかということ1つのことをまとめるには、やっぱり同じ方がやられた方がいいんじゃないかなというふうに思っています。以上です。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。ご意見いただきました。2年で正副委員長も行ってはどうかという話だったので、またこ</p>

糟谷委員	<p>ちらも星野委員に聞かないといかんね。</p> <p>欠席された方は、委員長に一任ということにはならないんですか。</p>
野口委員長	<p>今日結論を出すわけじゃないもんね。意見を聞いてもいいよね。報告を兼ねて確認をしておきますので、皆さんの方向性は大体定まりましたので、常任委員会は2年でいくと、正副委員長に関しては、これも2年で通してやっていくということになったので、ちょっと報告も兼ねて星野委員にはさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、オンライン開催についてであります。委員会条例の改正及び会議規則の改正案などを配布しております。こちらにこちらちょっと目を通していただいて、羽島市議会委員会条例の改正について案の新旧対照表と、総務省から出てるものですね、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法についての資料になります。少しちょっと読んでいただきたいと思いますので、一応この総務省から出された議会の委員会の開催方法についてというものに則って、羽島市議会委員会条例の改正についてのこの案を事務局の方で作成をしたということで、読んでいただいて何かあれば挙手でご意見を述べていただければと思います。</p>
糟谷委員	<p>3ページの2のところ、前項ただし書きは、オンラインによる方法で出席する口述人には準用しないというのは、ここもうちょっとわかりやすく教えてもらえますか。</p>
議会総務課課長補佐	<p>口述人を委員会で呼んで意見を聞いたりするときには、口述人本人がその場に出て意見を述べてくださいということを現在規定していますので、代わりに代理を立てるとか、文書で出すということは認めておりませんと、新旧対照表の28条、右側になりますが、ただし、委員会が特に許可した場合はこの限りでないという形で、一応例外はある。しかしながら、今回オンラインということを導入しますと、いわゆるこの会場に来れない場合でも、オンラインであれば、本人が話すことはできるようになりますので、代理人を立てたり、文書を出すということを例外的にそもそも認めなくてもオンラインで出てこれるので、そのただし書き部分を解除しましょうという意味合いに、あくまでも本人</p>

糟谷委員	<p>がすることが原則なんです。オンラインを導入するからには、極論を言えばどこからでも意見を言えますので、物理的には、それでも本人だけです。オンラインでやる場合にはもう本人だけということに。</p>
柴田委員	<p>代理人とか文書はだめということになるんですね。</p> <p>例えばですけど、今日星野委員欠席されていますけど、オンラインであれば、出席できるかどうかちょっとわからないですけど、今の現段階で、これ元々こちらの議長会で出ている方を見ると、やはり蔓延防止措置の観点とかから委員会開催が困難と判断される事情がある場合とか、一定要件を満たせばできるというふうになってはいますが、これ基本的にハイブリッドになるとことは考えてないと、オンラインだったらオンラインで全部やっちゃうということなのか、参集ができなければ、オンラインだと思ってしまうんですけど、ハイブリッドとかというのは、まだ規定してないということなのか、これどうなのでしょう。もう欠席ということは多分ほぼなくなるのかなということもあるし。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>このことの発端は、新型コロナウイルスの関係で、そもそも一番最初の頃は人が集まること自体をしてはいけませんと言われた時期がありました。議会の一番のジレンマはそこにあったということで、集まれないけど集まらないといけない、議会として、どういうふうに行うことができるかというところで、今回のこのオンライン環境での開催、委員会に関してはできるようになりますというところで、議長会から見解が出されたところです。なので、例えばまた集まってもはいけませんと言われたときにどうしても委員会を開かなければならない日程があるというところにおいて、委員長がオンラインで開催しますということを決めた上で、委員会をオンラインで開催していただくという形の進め方になりますので、ちょっといわゆるハイブリッドとはちょっとニュアンス的には違うかもしれませんが、参集困難な状況の代替手段という形でのいわば例外的取り扱いというところでお考えいただくと一番わかりやすいかと思えます。</p>
柴田委員	<p>これが例外的なもので、基本的に委員長が開催するというふうにさっきおっしゃったと思うんですけども、それであれば、この新旧の1ページ目の二つ目、届け出をしなけ</p>

野口委員長	<p>ればいけないという文言が必要なくなるんじゃないですか。</p> <p>前項の規定により開く委員会において、この文章だけ見ると、オンラインの方法で出席を希望する委員はあらかじめ委員長に届け出なければならないということは、なんか、こういう普通に会議やっていて、1人だけオンラインでもいいみたいな感じな捉え方ができてしまうということだよ。委員長がオンラインでやるんだと、みんなオンラインでやるというふうになるんだったら、各委員の届け出は必要なのかという。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>詳細についてはもう少しまた整理してお話しないといけないところではありますが、現在の時点で私が把握しているところではありますと、委員長については、オンラインで開催する場合に放映する側、いわゆる委員長、局長、事務局はオンラインで開催する場合は流す側になりますので、ここへ来ないといけないという想定なんです。要するに、委員長、オブザーバーの議長、副議長、局長、事務局はここへ来て流さないといけない立場になるんです。となりますと、要するに、オンラインの環境で出席をしていただくのか、そもそも欠席なのかという区別もまず招集したときに出席をする意思があるかどうかをまずは確認しないといけないので、そういうことで届け出をいただくと、確かもっと細かく言いますと傍聴の取り扱いとか、あるいはオンライン開催はしますけど、私は委員会室へ行きたいということを完全に排除しませんので、実際、ここへ来る方は、顔を見て確認できますけど、みえない方が、委員会に果たしてオンラインで出るのかどうか、まずはその意思を確認するために届け出をお願いするという形をとっております。現時点ではそのような考え方となっております。</p>
柴田委員	<p>先ほど一番最初に事務局がおっしゃったように、基本的には委員長、それから事務局の方と、あと局長がナレーターとかの役割をされるということですけども、今は平常時なのでその程度の話でいいと思うんですけど、災害が起こった場合、それができない可能性がありますよね、絶対。その場合、どういう取り扱いなのかというのが、これを見る限りだと、そのナレーター自体の確実な運用というのは難しいんじゃないかなと思うんですけども、その点どうお考えでしょうか教えてください。</p>

議会総務課課長 補佐	<p>細かくはもう少し整理をさしていただきたいという部分 がその部分なんです。もう一つ考えられるのが、そもそも 委員長自体のここへ来れないということが新型コロナの場 合はありますし、災害の場合でいいますと、庁舎がなくな ってしまえば、委員会を開催する物理的手立てがなくなっ てしまいます。オンライン開催であればどこかの場所に必 要な機材を確保すれば、どうしてもものときは開催でき ることにはなりますので、その場所をどうするかという話 あるいは、委員長が出れない、庁舎がなくなったときにど うするかという部分はこの条例、あるいは会議規則の下位 に当たるルールを作っていく中で、また整理をお願いし たいというふうに現時点では考えております。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。皆さんどうでしょう、条例につ いては、そこまですごい細かいことまで定められないので、 規則とかではあれなんでしょうけど、定められたとしても、 これ条例でしょ、ご指摘のあった2つ目ですよ、皆さん どうでしょう。このままいくのかちょっと文言を変えるの かまず。一番ネックになっているのは、委員長に届けるか ということですね。オンラインで委員会を開催するとな ったときに、その委員会に所属する各委員が、委員長に出 席しますよという届け出を出すということやね。そう謳っ てあるんですけど。</p>
安井委員	<p>ちょっとよくわからないんですが、オンラインで出席す るということは、やはり様々な準備とかあると思うので、 出席しますよというのは、必要なのかなというふうには思 うんですけども、そのままでいいと思います。</p>
野口委員長	<p>こうなるときは委員長に電話すればいい。届け出の方 法については、条例で定める必要はないね。</p>
安井委員	<p>今の連絡なんですが、委員長ではなくて事務局にとい うことはだめなんですか。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>ルール上は委員長が委員会を招集するという建前の中 で、ルールとして使う言葉としてという形で、今やって いただいている流れを思い出していただけるとありがたい と思います。</p>

糟谷委員	<p>どんな会議でも欠席ときは報告しないとイケないので、それはいいと思うんです、欠席される方は電話連絡はしなくちゃいけないのでいいと思います。</p>
柴田委員	<p>結局今話を聞いていると、ハイブリッド開催ありきの話でということですよ。</p>
野口委員長	<p>今日みたいに対面していて、星野委員だけ例えば、違うところに行っていたら、星野委員だけオンラインでやってという感じだよ。でも文言見るとできるよね。でもオンラインによる方法で出席するときとは書いてあるもんね。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>一つだけ説明をさせていただきたいと思います。委員会条例のまさに改正案の1ページ目、一番最初の委員会の開催方法の特例というところで、これつまませていただきますと、新型コロナウイルス感染症だとかのいわゆる重大な感染症の蔓延と、もう一つは災害等の発生、大規模災害がメインになると思います。そういう中で参集が困難と認めるとき、要するに場合についての記載があります。それを認めるときには開くことができるということで、前提としては、集まるとはいけない、あるいは集まれないということが起きているという前提が必要になりますので、端的に言いますと今回みたいに個人的事情と言ってはなんですが、ということではないということをご理解いただけるとありがたいと思います。</p>
柴田委員	<p>ちょっとまだわからないんですけど、参集することが困難と認めるときはという、認めるのは誰になるんですか。</p>
野口委員長	<p>委員長やろ。</p>
柴田委員	<p>それなら委員長が認めるときはと書かないと。</p>
野口委員長	<p>書いてあるでしょ、委員長は新型コロナウイルス感染症。どうでしょう、よろしいですか。ハイブリッドではなくて、委員会としてオンライン開催をするときの条例改正で、この条例文でいくということよろしいですか。</p>
野口委員長	<p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>ということで、ありがとうございました。この件につき</p>

<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>ましても議会の運営に関する事項になりますので、今後、この案で議会運営委員会に検討を依頼したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、広報広聴委員会の取り扱いについて協議をしたいと思います。配布資料、こちらの資料と高山市の議会基本条例と広報広聴委員会の規程がございますので、こちらもご覧いただきながら、事務局のご説明、県内の状況も含めてご説明を願います。</p> <p>それでは少し説明をさせていただきたいと思います。見ていただきたいのが、広報広聴に関する検討組織についてということでお配りさせていただいたペーパーとなります。県内の状況をお聞きする機会がありましたので、県内の状況をお聞きして表をまとめさせていただいております。まず、広報広聴に関する検討組織を常任委員会で設けているところは県内ではありませんでした。特別委員会として設置しているところが恵那市になります。協議又は調整を行う場、いわゆる全員協議会、私どもで言うところの全員協議会と同格の場として設けているところが各務原市、瑞浪市、瑞穂市となっております。その他の形式というところで言いますと、高山市が基本条例で広報広聴委員会を設置するというを条文でうたっておりまして、それを受けて広報広聴委員会を設置しております。羽島市も基本条例の中で会議体を設置することができるというところの中で令和元年6月に全員協議会の場で設置を認めていただいて、今に至っているという状況となっております。参考に高山市議会の基本条例と私どもの基本条例の規程を比較していただけるような形で必要なところを抜粋させていただいております。以上となります。</p>
<p>野口委員長</p>	<p>広報広聴に関する検討組織についてというものと、高山市議会の広報広聴委員会の規程と高山市の議会基本条例の資料になります。その中で、高山市の方が広報広聴委員会の規程がある、ルールというか、こういう委員会ですよというのがあります。前回のお話ですと、ルールを作る必要があるのかなというような流れだったんですけども、事務局の説明もお聞きして、資料もありますので、羽島市議会としてもこの広報広聴委員会の規程等々をどうしていくかという方向性をまず委員の皆さん全員にお聞きしたいと思いますけれども、どうでしょうか。1回読んでいただいて、随時何かありましたら挙手でご発言をお願いしたい</p>

花村委員	<p>と思います。高山市議会は基本条例が根拠になって作りましたよということですね。</p> <p>確認なんですけれども、高山市も羽島市も議会基本条例で広報広聴委員会の設置を規定していて、それで南谷清司議員が言われるは、高山市議会広報広聴委員会規程とあるようなものが羽島市にはないと、そういう指摘だったわけですね。</p>
野口委員長	<p>そうです。事務局にお調べいただいたら、高山市議会さんの方では、議会基本条例に則って規程を設けているという状況であります。</p>
花村委員	<p>そうすると、南谷清司議員の指摘を受けるならば、羽島市議会も羽島市議会広報広聴委員会規程をこれに則ってか、作っていくという形でやっていくのがいいかなというふうに考えます。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。他皆さんどうでしょうか。</p>
安井委員	<p>ちょっとお聞きします。高山市議会は広報広聴委員会を設置するとあります、羽島は設置することができますというので、この違いはどうか教えてください。</p>
野口委員長	<p>安井委員の言うのは、高山市議会の方ではこういう設置すると言い切っている、羽島市議会の基本条例は設置することができる、でも設置しているので、ずっと活動してきたので、広報広聴委員会は、規程はあってもいいんじゃないかなと思いますけど。</p>
後藤副議長	<p>設置するということは、設置しなければいけないということで、設置することができるというのはいつでも閉じることができるということだと思います。</p>
野口委員長	<p>でも今設置しているので、別に規程はあってもいいんじゃないか。別に基本条例は設置することができますと書いてある、これはもう書いてありますからいいんですけど、現段階で広報広聴委員会が設置されている状況なので、規程があってもいいでしょということなんです。</p>
花村委員	<p>極論を言えば、議会基本条例に広報広聴委員会のことが</p>

野口委員長	<p>なかったらそもそも規程は作れないけど、基本条例に設置することができるというふうにうたったので、規程を作ることは可能であるというふうに考えます。</p> <p>どうでしょう皆さん、文言はともかく、高山市議会さんをやっていますよと、こういうような現状がありますよということがあって、花村委員は規程はあってもいいというお話で、柴田委員どうですか。</p>
柴田委員	<p>規程は全然あっていいと思います。今、高山市さんの規程を見てみますと、その人数が8とで書いてあるところ以外は別に何も問題ないのかなと。</p>
野口委員長	<p>やはりそういう意見があったので、作ってもいいと思います。</p>
糟谷委員	<p>その都度規程がないと、委員会の定数は何にするとか、そういう決まっていなくて毎回変わることもなっちゃうし、規定しておいた方が今後やりやすいんじゃないかなというふうに思います。</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。では、作成するということよろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>ありがとうございます。内容については高山市議会のこの広報広聴委員会の規程のような、それしかないと思いますがよろしいですか。ちょっと事務局の方でまた作成していただいて、次回の委員会のときに、皆さんにお示しをして、協議をしたいと思いますのでよろしく願いをいたします。</p> <p>次、最後になりますけれども、一般質問のあり方です。これについて協議をしていきたいと思います。これについては代表質問との区別が明確ではないのではないかとの意見がありました。他市議会での現状などについて事務局からご説明の方よろしく願いいたします。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>代表質問の取り扱いについて、確か8月の最初の協議の中で他市議会の状況がどうかというお話をいただいていたというふうに記憶しておりますので、まずはA3横書きの</p>

表となりますが、他市議会での状況をまとめさせていただいております。代表質問制を採用しているところは11市、ただし、可児市議会については、そもそも代表質問というものの意味するものが全く異なりますので、委員会で取りまとめたものを質問することが代表質問と言っておりますので、ちょっと我々の議論とは少し異なるという点をご承知おきいただけるとありがたいと思っております。回答を見ていく中では、質問の内容といいますか項目といいますか、を一般質問と区別する。明文のようなものは少し見受けられないようなところですよ。以上となります。

野口委員長

ありがとうございます。県内の状況ですけれども、一般質問において代表質問を採用している、していないというのがありますし、代表質問を採用しているところは、多種多様で、いろんな代表質問の方法というか、運用方法に違いがあるところがございます。可児市はちょっと、常任委員会を代表する質問、会派じゃないんですね、こういうこともあるんですけども、こちらもちょっと目を通していただいて、いろいろあるので、ご意見お聞きしようかなと思っておりますので、羽島市議会の代表質問のあり方というか、これはまず、委員の皆さんの意見、別に今日何か決定するとか、そういう話ではありませんので、代表質問と普通の一般質問の差別化ができるのかどうかとか、そもそも代表質問はあるのかという話もありますし、いろんな意見があっというと思います。

花村委員

今回こういった代表質問と一般質問の取り扱いについて、再考した方がいいんじゃないかというお話がありましたけれども、私としては、今の一般質問の羽島市議会のやり方が適切であって、この通りまた今後も続けていくのがいいのではないかというふうに考えておりますし、やはり代表質問というのはそれなりの党派でありますとか、そういったグループの代表の方がやるということで、それなりの重みがあるというふうに考えておりますので、一般質問よりも先にやって、その後一般質問をやるという形式、今の形式が適切であるというふうに考えております。

野口委員長

現状のままということですね、ありがとうございます。

糟谷委員

今他市町を見させていただいているんですけど、代表質問されているところはやはり人数が多いところで、岐阜市

さんは特に3人以上の会派のみ代表質問を認めているということで、その会派の中でも、1年間で2回しか交代でやってみえるとか、たくさんみえるところはそういうふうに変換していきなくちゃいけないので、代表質問というふうにやってみえるとお聞きしたんですけど、関市でも会派が多いところ、また美濃市でも2人以上の会派、美濃加茂も2人以上、各務原も3人以上ということで、人数が多いということから、代表質問をその中で誰かがやられるというふうになっていると思いますので、でも羽島市議会の場合は皆さんがやられるので、私は代表質問というものではなくて、みんな平等にすればいいんじゃないかなというふうに思っています。以上です。

野口委員長

後で振りますけど、会派に持ち帰ってと言いますので、今日の意見と次の委員会の意見違っていてもいいので、現段階での皆さんの意見をお聞きするというだけなので大丈夫です。

安井委員

この表を見させていただいて、1人会派を認めているけれども代表質問、1人会派の代表質問を認めていないというところもあったりとか、こんなにも違うんだというのが、ちょっとびっくりなんです。先ほど糟谷委員も言われたように、大きい会派だったら他で聞いたときにも、全員が全員できなくて、何回かに1回しかできないわとか、いろいろ言いたくてもできないわというところも聞きますけれども、羽島市議会は全員が喋れるというところなので、今すぐこれがいいというちょっと結論は出ないんですが、この表を見てびっくりです。1人会派認めているけど、代表質問はだよとか、1人会派は認めていないとか、どういうふうに変換したらいいのかなというふうに思っています。

柴田委員

正直、今の羽島のやり方で私は不満がないので、欲を言うと、一般質問の時間を延ばしてほしいくらいです。50分で足りないと思うときがあるので、60分ぐらいがいいなと思ったりしますが、それだけです。

野口委員長

意見いただきましてありがとうございます。この件に関しても、常任委員会の任期と一緒に、会派で、もちろん1人会派の方はもう重々あれなんですけど、会派の方がいらっしゃる場所があるので、ご意見等々を伺ってき

	<p>ていただきたい、考えを持ち寄っていただきたいと、このように思っております。この件に関しましては、会派での考えをまとめていただいて、次回引き続き協議をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>この件に関しましても今後の流れとしては議会の運営に関する事項になりますので、議会運営委員会等々の方へ検討を依頼することになってまいります。</p> <p>本日の協議事項は以上となりますけれども、次に、その他について何かありましたらご発言願います。</p>
議会総務課長	<p>議会へのタブレットの導入につきましては、委員会の中で12月定例会に補正予算で上げ、コロナの臨時交付金を充てることになるといいます話をさせていただきましたが、財務課の方から臨時交付金の執行額を見込むことが難しいため、12月補正で上げることを今回は見送る旨の連絡がございました。タブレット導入に係る予算につきましては、当初の予定通り来年度当初予算に上げさせていただく予定であります。今後はもし活用できる交付金等がありましたら、それを活用して導入することを視野に入れて、進めていきたいと思っております。</p>
野口委員長	<p>行政の方に要望を出しておりますので、タブレットの件につきましては、ちょっと12月は補正難しいと、新年度ちゃんと反映されるように頑張りますので。</p> <p>他何か皆さんございますか。</p> <p>(発言なし)</p>
野口委員長	<p>議長、副議長よろしいですか。</p> <p>(発言なし)</p>
野口委員長	<p>ありがとうございました。では次回、第36回目について、開催日程調整したいと思っております。12月定例会に入りますので、会期中どこかあれば。13日、一般質問を終わってから、何時にしますか、一般質問終了後にしますか。では次回は12月13日一般質問終了後に第36回目の議会改革特別委員会を開催したいと思っておりますのでよろしくお</p>

	<p>願いをいたします。改めて通知をさせていただきますので、 よろしく願いいたします。</p> <p>本日議会改革特別委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【閉会=午前 11 時 06 分】</p>
--	---